

青年政策アクションプラン 2015

2015年7月31日

公明党青年委員会

自公政権が再び発足して2年半が経過し、日本経済は力強さを取り戻しつつあるが、不本意な非正規雇用による低賃金、過重な長時間労働など、青年が置かれている状況は依然として厳しい。また、晩婚化・非婚化などライフスタイルが一層多様化しており、いまこそ青年一人ひとりに光をあて、「小さな声」を聴く政治が求められている。

公明党青年委員会は、青年と政治の「橋渡し役」として、一人ひとりの声を徹して聴き、悩みに共感し、共に考え、解決のために一貫して取り組んできた。昨年は「青年市民相談会」を全国で50回以上開催し、800名を超える青年の声を聴き、「青年政策アクションプラン」を策定したが、その約9割が実現・前進している状況である。

公明党が45年以上にわたり訴え続けてきた「18歳選挙権」が実現した今こそ、青年を主役として、時代の変革に挑戦すべきである。ブラック企業を取り締まる労働局、「イクメン企業アワード」受賞のリーディングカンパニー、ICTを活用し時間・場所に縛られず働ける企業、結婚支援に取り組む先進地域、先端技術を活用し地域農業を担う青年農業集団、薬物依存症対策を研究・実践する機関など、本年も多くの調査を重ね議論を深めてきた。

以下に「青年政策アクションプラン2015」を提示する。

重点政策

・若者の所得増大

若年層の安定的な昇給や子育て世代への重点的な賃金配分、非正規労働者の正社員化など、政労使による「賃金の配分に関するルール」づくりを一層推進し、若者の所得を増大させる。

・「ブラック企業」・「ブラックバイト」根絶

「若者雇用促進法」を早期に成立させ、労働法令違反が疑われる企業への監督指導や若者の離職率が高い業種での雇用管理の改善を進め、「ブラック企業」・「ブラックバイト」を根絶する。

・若者の投票率向上

18歳選挙権の実現に合わせ、大学キャンパス内等への期日前投票所の設置など投票環境を向上させるとともに、初等中等教育でのシチズンシップ教育を推進することで、若者の投票率を向上させ、政治参加を促進する。

・多様なライフスタイルを応援

ライフスタイルの多様化を踏まえ、一人暮らしや親等と同居する独身者に対し結婚支援をはじめ総合的な支援を行い、性的少数者も含め誰もが暮らしやすい社会を構築する。

1. 若者がもっと活躍できる社会へ

(1) 学生支援・就職支援

高校生等が安心して教育を受けられるよう、「奨学のための給付金」を継続し、第1子への支給額の拡充を図るとともに、私学で学ぶ生徒・学生に対する低所得層対策（経済的支援）を検討・実施します。

意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況などにかかわらず、希望を持って学べるように、大学等の授業料減免を拡充するとともに、奨学金については、「有利子から無利子へ」の流れを一層加速させ、無利子奨学金を拡充します。また、マイナンバー制度の導入を前提に、現行より柔軟な所得連動返還型奨学金の制度設計を具体的に進めるとともに、給付型奨学金制度の創設を目指します。

若者が主体的に職業選択・キャリア形成できるよう、早期からのキャリア教育を充実します。特にインターンシップについては、実施率の目標を定めるとともに、学生が制度を利用しやすくなるよう、マッチング機能の充実、中小企業の受入体制整備への支援、有給など多様なインターンシップ形態の導入を図ります。また、海外のインターンシップについても拡充を目指します。

インターンシップの実施に当たっては、学生を安価な労働力とするもの、インターンシップの名を借りて採用活動を行うものなど、不適切な事例を防ぐため、実態把握に努めるとともに、適切な指導やその他必要な対策を行います。

インターネットを活用した就職活動については、大量のエントリーなどにより企業や学生に過度の負担を強いることにならないよう、情報の内容と量を適正化します。

就職活動の解禁時期繰下げに伴い学業等に支障が生じないよう、大学・企業と定期的に連携を取りつつ、テストや卒業論文などの学事行事の調整、中小企業の就職活動時期との調整、キャリア教育の充実、未内定者への就職支援など万全の対応を図ります。

就職活動時期の繰下げが、結果として就職活動の早期化・長期化につながるという懸念や、企業が学生に対し他社への就活を終えるよう強要するようなハラスメント的な行為いわゆる「就活終われハラスメント」（オワハラ）など、内定者囲い込みの事例が指摘されている状況を踏まえ、就職活動に関する実態調査を継続的に行い、必要な対策を講じます。

就業に関して様々な困難を抱えるニートへの支援について、地域若者サポートステーションは不可欠な役割を有しており、引き続き地域ぐるみの支援拠点として専門的な相談支援を継続できるよう推進します。

学生であることを尊重しないアルバイト、いわゆる「ブラックバイト」について、大学等においてその実態把握を図るとともに、キャリア教育の各段階における労働法令についての啓発活動に努めます。また、相談窓口の拡充、キャンペーン活動の実施、労働法令に違反した事業者への指導等を総合的に行います。特に、居酒屋などの飲食業界をはじめ、学生が多く働く一方で健康や学業にとって問題が大きい事例がみられる業界に対し、早急に改善を促します。

(2) 若者の所得増大

若者の所得を増大させるため、「政労使会議」におけるこれまでの合意を踏まえ、「子育て世代への配分を高める方向へ賃金体系を見直す」ことや、「若年層については、習熟期間であることを踏まえて安定的な昇給とする」など、政労使による「賃金の配分に関するルール」づくりを進めます。

景気回復を地方へと波及し地域の賃金を引き上げ、特に若者の賃金上昇を実現するために、都道府県において「地方版政労使会議」（仮称）の設置を促します。

非正規雇用で働く若者が、経済的に特に厳しい状況におかれていることに鑑み、政労使が協力してキャリアアップ・処遇改善に向けた取り組みを進めるとともに、全国のハローワークにより年間 90 万人の正社員就職を実現します。

すべての所得層で経済回復を実感できるように、中小企業・サービス業等の生産性向上を図りつつ、アルバイトなど非正規労働者の処遇改善・賃金上昇を推進するとともに、最低賃金の着実な引上げを図ります。

正規雇用と非正規雇用の賃金・待遇等の格差是正に向けて、均等・均衡待遇の在り方について調査研究を行い、必要な対策を検討します。

(3) 「ブラック企業」対策・過重労働対策

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律を早期に成立させるとともに、その内容について広く周知徹底を図ります。また、事業主に対し、義務付けられない事項についても積極的な情報提供を促すとともに、情報提供を求めた求職者に対して、不利益な取扱いが行われないよう指導を徹底します。

民間の職業紹介事業者についても、悪質な労働法令違反を行う企業の求人情報が紹介されない仕組みを検討します。また、求人不受理の対象は、事業所単位ではなく、会社単位などより広い単位で判断することを検討します。

特に固定残業代など就業実態と大きく異なる求人票の記載が多いことに鑑み、実態把握を行うとともに、誤解を生じないような記述に改めるなど、その対応策について検討します。

働き過ぎを抑制するため、固定残業代をめぐるトラブルや若者の配置・育成の在り方に課題がある事例も見られることから、引き続き労働基準法等の違反が疑われる企業等に対する監督指導を強化するとともに、若者の離職率が高い業種を中心に雇用管理の改善を促進します。

2020年までに「週労働時間 60 時間以上」の雇用者割合を 5%以下にするという政労使目標の達成に向け、運輸・流通業（トラック業界等）、医療、商業・サービス業（百貨店業界・コンビニ・スーパー等）、IT 技術者など、長時間労働者の割合が高い業種別に要因を調査・分析し、必要な対応を講じます。

（４）多様な働き方への支援

経済成長の源となる新たな「稼ぐ力」を若者が生み出せるよう、オープンイノベーションを活発化させます。研究者や起業家、フリーランスだけでなく、企業に所属する若者も巻き込みながら、多様なバックグラウンドと職能を持つ人々が交流できる場の提供や、学び直し機会の充実を推進します。そのために、経営者の理解を促し、休暇制度や兼業規定など働く環境の多様化を進めます。

障がいや難病を抱える若者が自立して働ける環境づくりを目指し、福祉・医療・雇用・教育の連携のもと、それぞれの障がい特性や能力、希望に応じ、きめ細かい就職支援・定着支援を行います。企業に対しては、2018年から法定雇用率の算定対象に精神障がい者を追加することに伴う障がい者雇用率の引上げを見据えた支援等を推進します。特に障害者就業・生活支援センターの体制強化を推進します。

一般就労が困難な場合には、就労や生産活動の機会を提供し、一般就労等への移行に向けた支援を推進します。また、障がい者就労施設に対し、官公需・民需の増進、経営改善、商品開発、市場開拓、専門家の技術指導などを支援し、工賃の向上を図ります。

（５）若者が生きる地方創生

若者が大都市圏へ移住しなくとも地元（地方）で安心して働き、暮らせるように、質の高い雇用や魅力的な職場づくりなど、地域の創意工夫を生かした先行的な取組等を強力に支援し、2020年までに累計 30 万人の若者が安心して働ける雇用を地方に創出します。

地方企業への就職を促進するために、道府県等が奨学金の一部を負担する基金・制度を全国的に整備します。

交通費等の負担が特に大きいUIJターン等の就職活動について、バスの借り上げなど、学生の経済的負担に配慮した県・市町村の取り組みを推進するとともに、都市部においてUIJターン就職ができる仕組みを拡大します。

地方大学等の研究所の活用や、地方大学等における起業家教育、職業実践教育を推進することにより、地方の産業の高度化や活性化を図ります。

都市地域から過疎地域など条件不利地域に住民票を移し、その地域に居住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業を拡充し、隊員数 3 0 0 0 名を目指します。

農業高校生や大学生に対し、就農に関する相談体制やセミナー、農業インターンシップを充実し、新規就農を促進します。

若者・女性をはじめとする新規就農者や農業の担い手に対し、生産技術や販路拡大、資金繰り、6次産業化など、各分野の専門家による指導・助言体制を整備し、新規就農者の定着や経営発展の段階に応じた支援を充実します。合わせて、農業者と経済界のマッチングを推進します。

農業生産の規模拡大に伴い、効率化・省力化を図るため、ロボットや ICT 等の最先端技術や、若者・女性の視点を取り入れた最先端農業技術（農機具開発含む）の研究開発・実証を促進するとともに、担い手が導入しやすい助成制度を充実します。

携帯電話の利便性向上のため、携帯電話事業者等（MNO）のネットワークを借りて低廉で多様なモバイルサービスを提供する電気通信事業者（MVNO）の参入を促進することで、新サービスの創出や、競争を通じた大手キャリアの利用料金の引下げを促します。

2 . 若者の希望を実現できる社会へ

(1) 「 1 8 歳選挙権」の実現に合わせた取り組み

若者の声をより一層政治に反映し、一人ひとりが希望する生き方を実現できるよう、「18歳選挙権」の実現に合わせ、若年者の投票率向上に向けた取り組みを推進します。

具体的には、大学キャンパス内、駅前やショッピングモールなど若者が集まりやすい場所での期日前投票所の設置を促進するとともに、選挙当日にも利便性の高い場所で投票できるよう法整備を検討します。また、投票率向上に向けた取り組みを行う民間団体との協力を深め、キャンペーン活動を行います。

政治に対する関心を高め、積極的に社会参加する力を育むため、模擬投票や模擬議会の実施をはじめ、初等中等教育におけるシチズンシップ教育を強力に推進します。

(2) 多様なライフスタイルを応援

晩婚化・非婚化などライフスタイルの多様化を踏まえ、一人暮らしの若者や親等と同居する独身の若者に対し、結婚等の希望を実現し、経済的不安や親の介護不安の解消など、個人のニーズに応じた総合的な支援を行います。

若者の結婚の希望をかなえるために、マッチング支援、情報提供、相談体制の構築など、都道府県や市町村による地域の実情に応じた継続的な支援策を推進できるよう、必要な予算を確保します。

一人暮らしや独身でも安心して暮らせるよう、防犯・防災対策を推進します。女性が警察に相談・届出しやすい環境を一層整備するため、夜間・休日を含め女性警官が必要に応じていつでも対応可能な体制を整備します。また、犯罪被害・再被害を防止するため、「はいかい」行為（被害者の住居や勤務先周辺を「みだりにうろつく」行為）や SNS を利用したつきまとい等をストーカー行為の規制対象に追加するなど、一層の対策を講じます。さらに、大規模災害の発災に備え帰宅困難者対策をはじめ万全の対策を講じます。

親の介護への不安と負担を緩和するため、仕事と介護の両立支援を推進します。介護休業の分割取得や介護休暇の半日・時間単位取得を可能にするなど育児・介護休業法の改正を検討するとともに、介護休暇の要件緩和や看護休暇の対象拡大を推進します。さらに、居住地において必要な医療・介護サービスが利用できるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

若者が健康で生き生きと働けるように、生活習慣病対策を強化し、職場等における受動喫煙防止対策や、若者のスポーツ参加機会の拡充を推進します。特に女性については「女性の健康の包括的支援に関する法律」を早期に制定し、女性特有のがん検診受診率 50% 以上を目指します。また、休み方・働き方改革を進め、法定休暇の周知等により有給休暇の取得を促進し、特に長時間労働の多い業界の過重労働防止対策を推進します。

性的マイノリティへの理解を深め、偏見や差別をなくすために多方面にわたる啓発や人権相談体制の強化、学校現場におけるきめ細かな配慮を図るなど、必要な施策の充実に努め、性的マイノリティも暮らしやすい社会を構築します。

性同一性障がいについて、精神保健福祉センターなどの相談窓口体制の強化を図るとともに、医療や人権分野の環境整備を進めます。

(3) 子育てを応援

結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない総合的な対策について、2020年までに全国で70%以上の自治体が取組み始めるよう、関係予算の恒久化（当初予算化）など安定的な支援を推進します。

妊娠期から出産、産後まで切れ目ない支援を行うために、子育て世代包括支援センターの全国的な設置を推進します。

不妊症・不育症に関する正確な情報提供、専門的で利用しやすい相談体制を強化するとともに、助成制度を拡充します。

子どもの貧困対策として、ひとり親家庭が社会的に孤立しないよう、きめの細かい支援を実施するとともに、奨学金や就学援助費等経済的支援の拡充を図ります。

虐待や経済的理由などで親と暮らせなくなった子どもたちが、家庭的な環境で育つことができるよう、里親制度、特別養子縁組制度を推進します。

児童・生徒を含む若者の自殺を防ぐため、全ての児童・生徒を対象に「SOSの出し方教育（自殺のゼロ次予防）」を実施し、生活上の困難やストレスに直面した際、適切に対処できる力を養います。

仕事と育児の両立を可能とするために、長時間労働の抑制や育児休暇や出産休暇等を取得しやすい環境づくりを促進し、両立を応援する上司や経営者を増やします。さらに、育児休業制度や短時間勤務制度、在宅勤務制度、イクメン（家事・育児を行う男性）講座、企業内保育所など、働きながら家事・育児を行う社員を積極的に支援する企業に対し、助成や税制優遇措置を拡充します。

仕事と育児の両立を含めワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の一つとして、テレワークをはじめ ICT の活用による時間・場所に縛られない働き方改革を進めます。その際、長時間労働につながらないよう、適正な労働時間管理に十分配慮します。

待機児童の解消や幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を進めつつ、幼稚園・保育所・認定こども園など幼児教育の無償化に向けて段階的に取組を推進します。

子どもたちが、スポーツや文化・芸術に親しむ場の拡充を図ります。屋外で遊ぶ楽しさを子どもたちが満喫し、基礎体力の向上へつなげるため、公立小中学校の芝生化を進めます。

スポーツ振興くじの更なる活用を図り、対象競技の拡充を推進し、国立競技場をはじめ、スポーツ施設の改修・整備を進めます。

（４）「危険ドラッグ」対策

深刻な社会問題となっている「危険ドラッグ」について、インターネット販売の徹底した取り締まりや水際対策を継続するとともに、薬物乱用・再乱用を防止するために「危険ドラッグ」等の危険性の周知、薬物乱用防止キャラバンカーの活用、学校での薬物教育を強化します。

薬物等依存が深刻化する前の相談・治療体制の整備や認知行動療法など、依存症対策を含め再犯防止対策の総合的な対策強化を進めます。特に、地域における薬物依存症対策の受皿を確保するために、入院医療管理加算など診療報酬における評価や心理職によるカウンセリングの保険適用等を検討するとともに、地域におけるモデル的な取組の普及を推進します。

以上